



保医発 1112 第 4 号
令和 6 年 11 月 12 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和 6 年厚生労働省告示第327号をもって改正され、令和 6 年11月12日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬 2 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 3 3 9	3, 6 2 6	2, 0 6 8	2 6	1 3, 0 5 9

2 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号）を以下のとおり改正する。

- ① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を、別紙 3 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 6 年 11 月 12 日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和6年11月12日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	1214405A3036	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	ロピバカイン塩酸塩0.75%注75 mg/10mL「テルモ」	テルモ	260.00
注射薬	1214405A4032	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	ロピバカイン塩酸塩0.75%注15 0mg/20mL「テルモ」	テルモ	520.00

[別添2]

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和6年12月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	1214405A3028	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	アナペイン注7.5mg/mL	サンドファーマ	520.00
注射薬	1214405A4024	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	アナペイン注7.5mg/mL	サンドファーマ	946.00
注射薬	1214405A5020	ロピバカイン塩酸塩水和物	1%10mL1管	アナペイン注10mg/mL	サンドファーマ	509.00
注射薬	1214405A6027	ロピバカイン塩酸塩水和物	1%20mL1管	アナペイン注10mg/mL	サンドファーマ	802.00

(参考1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	注射薬	ロピバカイン塩酸塩0.75%注75mg/10mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	260
2	注射薬	ロピバカイン塩酸塩0.75%注150mg/20mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	520